

『統計でみる都道府県のすがた』にみる大阪府のすがた -その2-

大阪府総務部統計課

前回(令和4年2月28日掲載)に続き、総務省統計局刊行の『統計でみる都道府県のすがた 2022』から、大阪府がかなり上位又は下位の指標を御紹介します。

https://www.stat.go.jp/data/k-sugata/pdf/all_ken2022.pdf

II 客室稼働率

緊急事態宣言→解除→GoTo トラベル開始→緊急事態宣言→GoTo トラベル停止…と、コロナ禍で翻弄され、苦境がたびたび報じられる旅館やホテルですが、客室稼働率*1はその状況を如実に表しています。出典は、観光庁の宿泊旅行統計調査*2です。

*1 利用客室数÷総客室数×100

*2 我が国の宿泊旅行の全国規模の実態等を把握し、観光行政の基礎資料とするもので、従業者数10人以上は全数調査、それ以外は無作為抽出のサンプル調査

大阪府で最初の緊急事態宣言が発出されたのは、令和2年4月7日です。そこで、“平時”の令和元年と令和2年の順位を比べましたが、記事を書くのが嫌になりました。

令元		令2		差
	全国平均	72.0%	38.9%	-33.1ポイント
1位	東京都	83.4	45位 32.2	-51.2
2位	大阪府	82.0	47位 31.3	-50.7
3位	神奈川県	77.9	13位 45.0	-32.9
4位	千葉県	77.7	35位 39.7	-38.0
5位	福岡県	76.1	38位 37.5	-38.6
6位	愛知県	74.7	37位 38.2	-36.5
7位	沖縄県	74.5	43位 35.6	-38.7
8位	広島県	74.4	14位 44.2	-30.2
9位	京都府	73.6	46位 32.1	-41.5
10位	埼玉県	72.5	3位 48.1	-24.4
	⋮		⋮	
38位	奈良県	62.9	44位 35.0	-27.9
39位	山口県	62.4	3位 48.1	-14.3
40位	宮崎県	62.2	28位 41.4	-20.8
	山形県		23位 42.3	-19.9
42位	島根県	62.0	2位 48.8	-13.2
43位	和歌山県	60.7	30位 41.2	-19.5
44位	新潟県	60.2	28位 41.4	-18.8
	富山県		42位 35.8	-24.4
46位	秋田県	59.8	20位 42.7	-17.1
47位	長野県	58.1	39位 37.1	-21.0

3 県を除いて下位グループに移っていますが、東京都、大阪府の落差の大きさは衝撃的です。下位グループは大体上昇していますが(島根県は2位、山口県は3位に!!)、10 数ポイントも低下しては頭が痛いのに変わりはないでしょう。

前の表と半分重複しますが、令和元年と令和2年の順位表をつなぎ合わせます。上位→下位は緑、下位→上位は黄、変動なしは灰に着色しましたが、1年で激変しました。

上位→下位は、大都市を擁する都道府県が目立ちますので、内外の観光客だけでなく、出張見合わせ、Web 会議化等の影響でビジネス客が減ったのも大きかったのかもしれない。

令元		令2	
1位	東京都 83.4%	1位	茨城県 48.9%
2位	大阪府 82.0	2位	島根県 48.8
3位	神奈川県 77.9	3位	埼玉県 48.1
4位	千葉県 77.7		山口県
5位	福岡県 76.1	5位	福井県 47.3
6位	愛知県 74.7		岡山県
7位	沖縄県 74.5	7位	高知県 45.9
8位	広島県 74.4	8位	愛媛県 45.5
9位	京都府 73.6	9位	岩手県 45.4
10位	埼玉県 72.5	10位	福島県 45.3
	⋮		⋮
38位	奈良県 62.9	38位	福岡県 37.5
39位	山口県 62.4	39位	長野県 37.1
40位	宮崎県 62.2	40位	石川県 37.0
	山形県	41位	山梨県 36.7
42位	島根県 62.0	42位	富山県 35.8
43位	和歌山県 60.7	43位	沖縄県 35.6
44位	新潟県 60.2	44位	奈良県 35.0
	富山県	45位	東京都 32.2
46位	秋田県 59.8	46位	京都府 32.1
47位	長野県 58.1	47位	大阪府 31.3

関連して、同じ2年間の従業員の処遇を見ておきます。

これは、都道府県の統計課が厚生労働省から受託して実施している毎月勤労統計調査地方調査の結果(大阪府分)です。なお、集計区分は「宿泊業、飲食サービス業」で、規模も宿泊旅行統計調査と一致していないことをお含みおきください。

事業所規模5人以上、平成27年平均=100

	令元	令2	差	補足
名目賃金指数				
現金給与総額	109.7	102.6	-7.1	=きまって支給する給与+特別給与
きまって支給する給与	111.0	107.3	-3.7	
所定内給与	110.6	108.9	-1.7	=きまって支給する給与-超過労働給与
労働時間指数				
総実労働時間	98.1	87.4	-10.7	=早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等
所定内労働時間	97.0	87.2	-9.8	
所定外労働時間	120.4	87.3	-33.1	
常用雇用指数	108.2	106.4	-1.8	常用労働者にはパートタイム労働者を含みます。

これを見ると、

- 仕事がないので超勤はなし、正規の労働時間も短縮
 - 雇用調整助成金等も活用しながら、所定内給与は極力下げず、従業員はできるだけ維持して、回復を待つ
- という構図が窺われます。

 お問い合わせはこちら

<https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukild=2008100019>

大阪府総務部統計課情報企画グループ ☎06-6210-9196